みんなの掲示板管理基準

1. 目的

この基準は、みんなの掲示板(以下「掲示板」という。)にはり紙(ポスター)を掲示させることにより、違反広告物をなくし、もって良好な景観を 形成し、若しくは風致を維持することを目的とする。

2. 掲示の基準

- (1)ポスターの規格は、縦60cm×横60cm(JR総武線船橋駅南口前は縦60cm×横42cm)以内とする。
- (2) 掲示できるポスターは、掲示板を利用しようとする者(以下「利用者」という。) 1人につき、1掲示板1区画とする。
- (3) ポスターの掲示期間は、14日以内とする。
- 3. 掲示できないポスター

次のいずれかに該当すると認められるポスターは、掲示することができない。

- (1) 一般の市民に営業目的と受けとめられる恐れのあるもの
- (2) 公職選挙法等、他の法令に違反するもの
- (3) 特定の宗教・政党を支持し、又は特定の宗教・政党を利する恐れがあり、または特定の思想・信条を表していると認められるもの
- (4) 公共の秩序又は風紀を乱す恐れがあると認められるもの
- (5) 虚偽の内容を表示しているもの
- (6) 市の公共性や中立性を損なう恐れがあり、市長が不適当と認めるもの

4. 申請方法

(1) 利用者は、「みんなの掲示板利用承認申請書兼承認書」に掲示しようとするポスターを添えて、掲示しようとする1ヶ月前から2日前までに市長に提出しなければならない。

- (2) 申請の受付場所は、船橋市役所建設局都市計画部都市計画課とする。
- (3) 市長は、みんなの掲示板利用承認申請があった時はその内容を審査し、 掲示を認めたときは当該「みんなの掲示板利用承認書」及び「掲示承 認済証」を交付するものとする。
- 5. 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) ポスターは、「掲示承認済証」を添付の上、市長の指定する掲示位置 に画鋲等容易に取りはずしのできる方法で掲示すること。
 - (2) ポスターの掲示期間中は、当該ポスターを管理すること。
 - (3) ポスターの掲示期間が終了するまでに、当該ポスターを取りはずすこと。
 - (4) 次回の申請は、ポスターの掲示期間が終了したあとに行うこと。
 - (5) 職員の指示に従い、市民及び他の利用者に迷惑をかけないこと。
- 6. 利用者がこの基準に違反したときは、次回からポスターの掲示を承認しない。

附 則

この基準は、平成18年10月2日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和5年1月1日から施行する。